

今週の専門用語



📖 オープンイノベーション型

「総額型」とともに研究開発税制の恒久措置の一つであり、大学や国の研究機関（特別研究機関）、企業等との共同・委託研究等の費用（＝特別試験研究費）総額の一定率の税額控除を認める制度。特別試験研究費税額控除制度とも呼ばれる。控除率は、大学や特別研究機関等との共同・委託研究では30%、企業間等での共同研究や中小企業への委託研究等、中小企業からの知財権使用料については20%となる（法人税総額の5%が上限）。なお、本制度を使った試験研究費は総額型の適用対象外となる。

📖 動機の錯誤

ある意思表示そのものではなく、意思表示をする際の動機にいわゆる“思い違い（勘違い）”があることを動機の錯誤という。動機の錯誤が無効となるためには、①動機が相手方に表示されて法律行為の内容となっていること、②もし錯誤がなければ表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることが必要とされているほか（最高裁平成元年9月14日第一小法廷判決）、表意者に重大な過失がないことが必要となるため（民法95）、動機の錯誤無効のハードルは高いといえる。

📖 事業分野別指針

中小企業等経営強化法では、主務大臣は基本方針に基づき、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、経営力向上の内容、実施方法、その支援体制の整備等に関する指針を定めることができるとされている。製造業、卸・小売業、外食・中食、医療など、11の事業分野で定められている。中小企業者は、事業分野別指針がある場合には当該指針を踏まえて経営力向上計画を策定する。一方、事業分野別指針がない事業分野では、基本方針を踏まえて経営力向上計画を策定する。

08

ページ

09

ページ

41

ページ

From
編集室

◆中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業者が482件と活況を呈している。申請書類が実質2枚という“お手軽さ”が受けたのかもしれない。◆一方で認定された計画の目標を達することができるのか危惧する企業も少なくない。主務大臣は計画の実施状況について報告を求めることができるとされているからだ。◆しかし、それほど心配する必要はない。報告は中小企業者の負担を考慮し、簡単なアンケート調査などが考えられているからだ。計画の目標はあくまでも目標であり、計画を実施していれば認定の取消しはまずなさそう。今後、認定企業はさらに増えそうだ。（MIN）

週刊T&Amaster 第660号

2016年9月26日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい